

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第6条第2項第3号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年5月30日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



2 この決定による改正は、令和7年12月1日から効力を発生する。